**〇〇〇〇行政区自主防災組織防災計画（例）**

**１　目　的**

　この計画は、〇〇〇〇行政区自主防災組織の防災活動に必要な事項を定め、もって、災害による人的、物的被害の発生及びその拡大を防止することを目的とする。

**２　計画事項**

　この計画に定める事項は、次のとおりとする。

（１）防災組織の編成及び任務分担に関すること。

（２）防災知識の普及・啓発に関すること。

（３）防災訓練の実施に関すること。

（４）情報の収集、伝達に関すること。

（５）避難誘導に関すること。

（７）出火防止、初期消火に関すること。

（８）救出・救護に関すること。

（９）災害時要援護者対策に関すること。

（10）防災資機材等の備蓄及び管理に関すること。

**３　防災組織の編成及び任務分担**

　災害発生時の応急活動を迅速かつ効果的に行うため、次のとおり防災組織を編成する。（表１組織図例）

　　　　　　　　　　　　消火班

　　　　　　　　　　　　救出・救護班

　　　　　　　　　　　　情報班

自主防災会長

　　　　　　　　　　　　避難誘導班

　　　　　　　　　　　　物資班

　　　　　　　　　　　　災害時要援護者支援班

**４　防災知識の普及・啓発**

　地域住民の防災意識を高揚するため、次により防災知識の普及・啓発を行う。

（１）普及・啓発事項

ア　防災組織及び防災計画に関すること。

イ　地震、火災、風水害等についての知識に関すること。

ウ　各家庭における防災上の留意事項に関すること。

エ　その他防災に関すること。

（２）普及・啓発の方法

ア　広報紙、パンフレット、リーフレット、ポスター等の配布

イ　座談会、講演会等の開催

**５　防災訓練**

　大地震等の災害に備えて、情報の収集・伝達、消火、避難等が迅速かつ的確に行えるよう、次のとおり防災訓練を実施する。

（１）訓練の種類

　　訓練は、個別訓練、総合訓練、図上訓練とする。

（２）個別訓練

　　ア　情報収集・伝達訓練

　　イ　消火訓練

　　ウ　避難訓練

　　エ　救出・救助・救護訓練

　　オ　給食・給水訓練

（３）総合訓練

　　総合訓練は、２以上の個別訓練を総合的に行うものとする。

（４）図上訓練

　　実際の災害活動に備えるために行うものとする。

（５）訓練実施計画

訓練の実施に際しては、その目的、実施要領等を明らかにした訓練実施計画を作成する。

（６）訓練の時期及び回数

　　ア　原則として、磐梯町が主催する防災訓練と併せて実施する。

　　イ　総合訓練は年１回以上、個別訓練は随時実施する。

**６　情報の収集・伝達**

　被害状況等を正確かつ迅速に把握し、適切な応急措置をとるため、情報の収集・伝達を次により行う。

（１）情報の収集・伝達

　　情報班は、地域内の災害情報、防災関係機関、報道機関等の提供する情報を収集するとともに、必要と認める情報を地域住民、防災関係機関等に伝達する。

（２）情報の収集・伝達方法

　　情報の収集・伝達は、電話、テレビ、ラジオ、無線行政無線機、伝令等による。

**７　避難誘導**

　　地震、風水害等により、地域住民の人命に危険が生じ、又は生じるおそれがあるときは、次により避難を行う。

（１）避難誘導の指示

　　町長が避難指示を発令又は、自主防災会長が必要であると認めたときは、避難誘導班に対し避難誘導の指示を行う。

（２）避難誘導

　　避難誘導班員は、自主防災会長の避難誘導の指示を受けたときは、避難計画書に基づき、住民を避難所に誘導する。（表２避難計画書例）

**８　出火防止及び初期消火**

（１）出火防止

　　　大地震等においては、火災の発生が被害を大きくする主な原因であるので、出火防止の徹底を図るため、各家庭において、主として次の事項に重点をおいて点検整備する。

　　ア　火気使用設備器具の整備及びその周辺の整備整頓状況

　　イ　可燃性危険物品等の保管状況

　　ウ　消火器等消火資機材の整備状況

　　エ　住宅用火災警報器の設置状況

　　オ　その他建物等の危険箇所の状況

（２）初期消火

　　　地域内に火災が発生した場合、迅速に消火活動を行い、初期に消火することが出来るようにするため、消火資器材の配備に努める。

**９　救出・救護**

（１）救出活動

　　　建物の倒壊、落下物等により救出・救護を要する者が生じたときは、ただちに救出救護活動を行う。この場合、現場付近の者は救出救護活動に積極的に協力する。但し、防災関係機関による救出を要すると認めた時は、消防署、警察署等の防災関係機関の出動を要請する。

（２）救護活動

　　　救出救護班は、負傷者が医師の手当てを要すると認めたときは、医療関係、防災関係機関に要請又は応急救護所に搬送する。

**１０　給食・給水**

　　避難地等における給食および給水は、次により行う。

（１）給食の実施

　　　物資班員は、町から配分された食料、地域内の家庭などから提供を受けた食料等の配分、炊き出し等により給食活動を行う。

（２）給水の実施

　　　物資班員は、町から提供された飲料水、水道等により確保した飲料水により給水活動を行う。

**１１　災害時要援護者対策**

（１）災害時要援護者台帳・マップ等の作成

　　　災害時に避難状況を把握するため災害時要援護者台帳・マップ等を作成し、行政、民生委員児童委員、消防団等と連携を図り、定期的に更新する。

（２）避難誘導、救出・救護方法等の検討

災害時要援護者に対する円滑な避難誘導や効率的な救出・救護活動等についてあらかじめ検討し、訓練に反映させる。

**１２　他組織との連携**

　　町、消防団、社会福祉協議会、地区民生委員等の防災関係機関とで必要に応じ情報交換を行うとともに連絡網を整備する。

**１３　防災資機材等の備蓄及び管理**

　　防災資機材等を計画的に備蓄し、定期的に点検を行うものとする。

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| **表１組織図例** |  |  |  |  | 班　　　名班　　　長 | 班　　員 | 平常時の役割 | 避難指示、勧告時等災害発生時の役割 |
|  |  |  |  | 　 | **消火班** |  | 消火器の使い方 | 出火防止対策 |
|  |  |  |  | 　 | 班長 | 　 | 消火訓練 | 初期消火の活動 |
| 会長 |  | 副会長 |  | 　 | 　 | 　 | 火災予防 | 火災の警戒 |
|  |  | 　 | **救出・救護班** |  | 救出用資機材の調達と整備 | 救出・救護活動 |
| 　　 | 　 | 　 | 班長 | 　 | 応急手当や衛生知識の普及 | 応急救護の実施 |
|  |  | 　 | 　 | 　 | 救出・救護訓練の実施 | 防災機関への協力 |
| 　 |  | 　 | **情報班** |  | 基礎知識普及 | 情報の収集伝達 |
| 　 |  | 　 | 班長 | 　 | 巡回広報 | デマ防止 |
|  | 　 |  |  | 　 | 　 | 　 | 情報収集伝達訓練の実施 | 防災機関へ被害等の報告 |
|  | 　 |  |  | 　 | **避難誘導班** |  | 避難路の安全点検 | 避難の呼びかけ |
|  | 　 |  |  | 　 | 班長 | 　 | 避難訓練の実施 | 避難人員の点呼 |
|  | 　 |  |  | 　 | 　 | 　 | 　 | 安全な避難誘導 |
| 　 |  |  | 　 | **物資班** |  | 非常時持出品準備の啓発 | 炊き出し・物資配分の協力 |
| 　 |  | 　 | 班長 | 　 | 防災資機材の点検 | 避難所生活の調整 |
| 　　 |  | 　 | 　 | 　 |  |  |
| 　 |  | 　 | **災害時要援護者** |  | 要援護者台帳の整備 | 災害時要援護者の避難誘導の実施 |
| 　 |  | 　 | **支援班** |  | 避難誘導訓練・災害時要援護者 | 災害時要援護者の避難生活の支援 |
| 　 |  | 　 | 班長 | 　 | 対策についての研修会の実施・ | 　 |